

個人情報保護に関する条例整備について

(令和4年第4回定例都議会)

- 令和4年12月15日可決、同月22日公布
 - 1 個人情報保護に関する法律施行条例〔新設〕

(令和4年東京都条例第130号)

 - (1) 東京都個人情報保護に関する条例〔廃止〕
 - (2) 東京都特定個人情報保護に関する条例〔廃止〕
 - 2 東京都個人情報保護審査会条例〔新設〕

(令和4年東京都条例第131号)
 - 3 東京都情報公開条例の一部改正〔所要の改正〕
- 施行日：令和5年4月1日

1 個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

【考え方①】

※令和4年8月8日, 東京都情報公開・個人情報保護審議会 資料1抄

・条例の趣旨及び用語の定義については、制度的調和を図る観点から規定を設ける

第3条 (略：次頁)

(開示請求書)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、東京都規則で定める事項を記載するものとする。

【考え方②】

※令和4年8月8日, 東京都情報公開・個人情報保護審議会 資料1抄

・開示請求書に追加的に記載させる事項を定める規定は、都の実務に照らすと、開示請求に係る本人確認の厳格性を担保する必要があるため、規定を定める

第5条から第9条まで (略：次々頁以降)

附則 (略)

1 個人情報保護に関する法律施行条例 § 3

(登録簿)

第3条 東京都（以下「都」という。）の機関等（都の機関（議会を除く。）及び都が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、保有個人情報を取り扱う事務について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- 一 保有個人情報を取り扱う事務の名称
- 二 保有個人情報を取り扱う組織の名称
- 三 保有個人情報を取り扱う事務の目的
- 四 保有個人情報の記録項目
- 五 保有個人情報の対象者の範囲
- 六 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

2 都の機関等は、前項に規定する事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該事務について前項各号に掲げる事項を登録簿に記載しなければならない。当該事務を変更しようとするときも、同様とする。

3 都の機関等は、登録簿を公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

【考え方③】

※令和4年8月8日, 東京都情報公開・個人情報保護審議会 資料1抄

- 個人情報取扱事務登録簿に関する規定は、現行の「保有個人情報取扱事務届出」に相当する規定であり、個人情報ファイル簿による公表情報を補完し、かつ開示請求者に利用目的を通知するための基礎的な情報として有用であるため、規定を設ける
- なお、個人情報ファイル簿と手続を一体化することで増分作業の省力化を図る

1 個人情報保護に関する法律施行条例 § 5

(不開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。)第7条第7号から第9号までに掲げる情報とする。この場合において、同条第7号中「**実施機関**」とあるのは「都の機関等」と、「**公に**」とあるのは「開示」と、同条第8号中「**特定個人情報**」とあるのは「特定個人情報(他人(自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。))の特定個人情報に限る。)」とする。

【参考】情報公開条例第7条各号抄

- 第7号(任意提供情報) 「第三者…が、**実施機関**の要請を受けて、**公に**しないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として**公に**しないこととされているもの…であり、これを**公に**することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、**公に**することが必要であると認められるものを除く。」
- 第8号(特定個人情報)
- 第9号(死者の個人番号) 「…個人番号のうち、死亡した者に係るもの」

【考え方④】

※令和4年8月8日, 東京都情報公開・個人情報保護審議会 資料1抄

- 情報公開条例の規定と整合を図る規定は、これまで個人情報保護条例との整合を図りながら運営してきた開示請求実務の経緯を踏まえると必要であるため、規定を設ける
- なお、「不開示」又は「非開示」…については、両制度で用語を統一する(以下略)

※ 情報公開条例においても「不開示」に文言を改める等の整合を図る(後述)

1 個人情報保護に関する法律施行条例 § 6

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零円とする。

2 前項の規定にかかわらず、都の機関が法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、情報公開条例第17条第1項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「実施機関(都が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条及び第20条第1項において同じ。)」とあるのは「都の機関」と、「前条第1項」とあるのは「法第87条第1項」と、「公文書」とあるのは「保有個人情報」と、「別表」とあるのは「情報公開条例別表」と、同条第4項中「前項に規定する場合のほか、知事」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

【参考】情報公開条例別表(抄)

公文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期
文書、函面及び写真		写し(単色刷り) 1枚につき 10円	写しの交付のとき。
		写し(多色刷り) 1枚につき 20円	写しの交付のとき。
(略)		(略)	(略)
電磁的記録	その他の電磁的記録 …	印刷物として出力したもの(単色刷り) 1枚につき 10円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの(多色刷り) 1枚につき 20円	写しの交付のとき。
		複写した光ディスク… 1枚につき 100円	写しの交付のとき。

【考え方⑤】

※令和4年8月8日, 東京都情報公開・個人情報保護審議会 資料1抄

- ・開示請求に係る手数料を定める規定は、条例で定める必要があるとされている
- ・都では「開示請求」の手数を徴収していないため、引き続き無償とすることを定める
- ・なお、「開示の実施」の手数料については、条例で定める必要があるとはされていないが、都では閲覧を無料とし、写しの交付を実費相当額に減額したため、これを定める

1 個人情報保護に関する法律施行条例 § 7

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

【考え方⑥】

※令和4年8月8日, 東京都情報公開・個人情報保護審議会 資料1抄

- 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を定める規定は、条例で定める必要があるとされている
- 都ではこれまで同情報の利用に係る規定を設けていないこと等を踏まえ、国の行政機関等の手数料と同額とする（標準政令手数料）

1 個人情報保護に関する法律施行条例 § 8

(審議会への諮問)

第8条 都の機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開条例第39条第1項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、都の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

【考え方⑦】

※令和4年8月8日, 東京都情報公開・個人情報保護審議会 資料1抄

- 審議会への諮問に関する規定は、これまで個人情報保護に関する重要な事項について審議又は意見を述べてきた役割を踏まえ、今後も専門的な知見に基づく意見を聴く事が必要であるため、規定を定める。
- 具体的には、特定個人情報保護評価に関する諮問等が想定される。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行について必要な事項は、東京都規則その他の都の機関等が定める規則、規程等で定める。

1 個人情報保護に関する法律施行条例附則

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(東京都個人情報保護に関する条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）

二 東京都特定個人情報保護に関する条例（平成27年東京都条例第141号）

(経過措置)

第3条 (略)

第4条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【考え方⑧】

※令和4年8月8日, 東京都情報公開・個人情報保護審議会 資料1抄

- 既存の個人情報保護条例等の廃止に関して、法施行条例附則に設ける。
- 同条例の廃止にあたっては、改正法附則に基づき現行条例に基づく罰則に関する経過措置規定を設ける。

2 東京都個人情報保護審査会条例 § 1～3

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、東京都個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

(設置等)

第2条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 東京都（以下「都」という。）の機関等（都の機関（議会を除く。）及び都が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）による前項の諮問は、審査会に対して行うものとし、行政不服審査法施行条例（平成27年東京都条例第126号）の規定は、適用しない。

(組織)

第3条 審査会は、委員12人以内をもって組織する。

【考え方①】

- 地方独立行政法人は附属機関を有さないため、諮問先として審査会を明記する
- 行政不服審査法令との関係（準用・適用外）も明記する

2 東京都個人情報保護審査会条例 § 4

第2章 設置及び組織(続き)

(委員)

第4条 委員は、地方自治及び個人情報の保護に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

〔参考〕 東京都情報公開条例第24条
東京都個人情報保護に関する条例第25条
東京都個人情報保護審査会規則第2条

【考え方②】

- 本条第1項中「優れた識見」とは、現行規則の任命手続規定で明記されているとおり、「地方自治及び個人情報の保護」に関する識見であることを確認的規定として置く
- 本条第4項及び第6項は、現行条例・規則等に相当する規定はないが、情報公開審査会との整合性も鑑み、制度的調和の観点から同規定を置く

2 東京都個人情報保護審査会条例 § 5・6

第2章 設置及び組織(続き)

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

〔参考〕東京都個人情報保護審査会規則第3条

(部会)

第6条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会で、審査請求に係る事件について調査審議させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

〔参考〕東京都個人情報保護に関する条例第25条の2
東京都個人情報保護審査会運営要綱2(2)

【考え方③】

- 各条に相当する規定は、都では規則・要綱により定めているが、制度的調和の観点から条例に同規定を置く(規定根拠の格上げ)
- 都では、「部会」により調査審議をしているため、第6条第1項については「合議体」を「部会」として規定する

2 東京都個人情報保護審査会条例 § 7・8

第3章 審査会の調査審議等の手続

(定義)

第7条 この章において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした都の機関等をいう。

2 この章において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会(第6条の規定により部会に調査審議させる場合にあつては、部会。以下この章において同じ。)は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

【考え方④】

- ・ インカメラ審理（第8条第1項及び第2項）及びヴォーンインデックス（同条第3項）に関する規定は、行政不服審査法に規定されていないため、各条のように条例に規定する
- ・ 行政不服審査法第74条から第76条が適用される事項は、条例に規定しない（このうち、現行の意見陳述は同法75条の趣旨に即した運用となる）

2 東京都個人情報保護審査会条例 § 9～11

第3章 審査会の調査審議等の手続(続き)

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該資料等の写し(電磁的記録(略)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料等を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(略)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

考え方⑤

- 各条に相当する規定は、**都では規則・要綱により定めている**が、制度的調和の観点から条例に同規定を置く(規定根拠の格上げ)
- 行政不服審査法第77条以下が適用される事項は、条例に規定しない

2 東京都個人情報保護審査会条例 § 12・13、附則

第4章 雑則

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

〔参考〕東京都個人情報保護審査会規則第8条

(罰則)

第13条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に個人情報の保護に関する法律施行条例…附則第2条の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（…以下「旧条例」という。）第24条の2（旧条例24条の3において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により旧条例第25条第1項に規定する東京都個人情報保護審査会にされた諮問については、審査会にされたものとみなし、この条例の規定を適用する。

2 略

3 東京都情報公開条例の一部改正(各条)

○整合性に関する事項

- 「非開示情報」⇒「不開示情報」【§7・8・9・10・35】
- 「複写したフロッピーディスク1枚」による写しの交付⇒(削除)【別表】

○審議会に関する事項

- 「東京都個人情報保護に関する条例」⇒「個人情報保護に関する法律施行条例」
- 「諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べる」⇒「諮問を受けて審議する」
【§39】